

施設等利用給付・松戸市私立幼稚園預かり保育料助成金

【預かり保育料等】請求の案内

～施設等利用給付（2・3号）・松戸市私立幼稚園預かり保育料助成金認定を受けている方へ～

幼稚園の預かり保育料に要した費用（一部の幼稚園は認可外施設等を併用した費用を含む）を対象として給付金の請求を行ってください。

請求の流れ

- ① 請求書等の準備：請求書の記入、添付書類の用意をしてください。
- ② 提出：通園している幼稚園を経由して、市へ書類の提出をしてください。
- ③ 給付を受ける：市より給付額の通知が届き、認定の申請時に指定した振込先へ給付金が振り込まれます。

1. 対象者

以下のいずれにも該当する方

- ・お子さんを幼稚園へ通わせている方
- ・松戸市の施設等利用給付（2・3号）または、松戸市私立幼稚園預かり保育料助成金の認定を受けている方
- ・対象の施設にて預かり保育（または認可外保育施設等）を利用している方

2. 請求対象となる期間

令和2年4月1日～令和3年3月31日

上記内の松戸市で施設等利用給付または、松戸市私立幼稚園預かり保育料助成金認定を受けている期間（※認定を受けていない期間は、請求の対象外となりますのでご注意ください。）

3. 施設等利用給付 通園する幼稚園での預かり保育にかかる給付額について

対象幼稚園にて預かり保育を利用している、松戸市の施設等利用給付（2・3号）認定を受けている方が対象となります。給付額は月毎に、【給付上限額】 と 【預かり保育にかかる対象経費】 を比べて、低い方の金額となります。（詳細下記）

★対象幼稚園については、松戸市ホームページにてご確認ください。

松戸市ホームページ内にて、ページ名「松戸市内幼稚園一覧」を検索してください



松戸市内幼稚園一覧

給付上限額について

・給付上限額 450円 × 預かり保育利用日数と11,300円の低い方（月毎）

月途中の入退園や、他市区町村への転出・他市区町村からの転入等により、松戸市から受ける施設等利用給付の期間が欠ける月については給付上限額が以下のとおり、日割計算となります。

<月途中の入園や市外からの転入等があった月の給付上限額>

月の途中で対象期間開始する場合は、以下のとおりとなります。

・450円 × 入園・転入による認定期間開始日以降の預かり保育利用日数 と11,300円の低い方

<月途中の退園や市外への転出等があった月の給付上限額>

月の途中で対象期間終了する場合は、以下のとおりとなります。

・450円 × 退園・転出による認定期間終了日までの預かり保育利用日数 と11,300円の低い方

預かり保育にかかる対象経費について

対象経費は、認定期間に負担した幼稚園の「預かり保育料」です。（10円未満切り捨て）

※日用品・教材費・おやつ代・バス代・施設整備費などは対象外

4. 施設等利用給付 幼稚園と併用した認可外保育施設等にかかる給付額について

施設等利用給付の対象となる認可外保育施設等（一時預かり、病児保育、子育て援助活動事業などを含む）を幼稚園と併用した場合にかかる費用についても、施設等利用給付（2・3号）の対象となります。ただし、併用可能と認められている幼稚園に通園している方の保護者に限ります。松戸市内の対象となる認可外施設等や併用可能な幼稚園については、松戸市ホームページにてご確認ください。松戸市外の施設については、所在地の自治体にてご確認ください。

★松戸市ホームページ内で下記のページ名を検索してください

対象幼稚園の一覧：ページ「松戸市内幼稚園一覧」（QRコードは上記参照）

対象認可外保育施設等の一覧：ページ「認可外保育施設等の無償化について」



認可外保育施設等の

無償化について

給付額は月毎に、【給付上限額】 と 【認可外保育施設等にかかる対象経費】 を比べて、低い方の金額となります。

給付上限額について

給付上限額は 11,300 円から「※幼稚園での預かり保育にかかる給付額」を引いた残額となります。
残額がない場合は給付上限額は 0 円となります。

※前述の、「3. 施設等利用給付 通園する幼稚園での預かり保育にかかる給付額について」により、給付される額です。詳細はそちらを参照ください。

月途中で他市区町村への転出、他市区町村からの転入等により、松戸市から受ける施設等利用給付の期間が欠ける月については給付上限額が以下のとおり、日割計算となります。

<月途中の市外からの転入等があった月の給付上限額>

月の途中で対象期間開始する場合は、以下のとおりとなります。

- $11,300 \text{ 円} \times \text{その月の認定開始からの日数} \div \text{その月の日数} - \text{幼稚園の預かり保育にかかる給付額}$
※残額がない場合は給付上限額は 0 円となります。（10 円未満切り捨て）

<月途中の市外への転出等があった月の給付上限額>

月の途中で対象期間終了する場合は、以下のとおりとなります。

- $11,300 \text{ 円} \times \text{その月の認定開始からの日数} \div \text{その月の日数} - \text{幼稚園の預かり保育にかかる給付額}$
※残額がない場合は給付上限額は 0 円となります。（10 円未満切り捨て）

5. 松戸市私立幼稚園預かり保育料助成金額について

松戸市独自の「松戸市私立幼稚園預かり保育料助成」の認定を受けている、市の指定する市内の幼稚園にお子さんが通園されている方を対象に、負担した預かり保育料から施設等利用給付（預かり保育料等分）で給付される額を差し引いて、残った額に対して月額上限 30,000 円まで助成します。

対象幼稚園

- | | | | |
|-----------|---------------|-------------|-------------|
| • 東漸寺幼稚園 | • みやこ幼稚園 | • あさひ幼稚園 | • 聖徳大学付属幼稚園 |
| • 二三ヶ丘幼稚園 | • 大勝院幼稚園 | • いわさき幼稚園 | • 本源寺幼稚園 |
| • みやおか幼稚園 | • 聖徳大学付属第二幼稚園 | • さかえ幼稚園 | • まるやま幼稚園 |
| • 明和幼稚園 | • 高塚幼稚園 | • 八柱幼稚園 | • 金ヶ作幼稚園 |
| • かきのき幼稚園 | • 新松戸幼稚園 | • 第二かきのき幼稚園 | |

助成額について

負担した、幼稚園の預かり保育料（松戸市送迎保育ステーションの一時預かり保育料も対象になります。）から、施設等利用給付（預かり保育料等分）を差し引いて、残った額と、月額上限 30,000 円の低い方の額が助成額となります。（10 円未満切り捨て）

- 預かり保育料 - 施設等利用給付費（預かり保育料等分） と 月額上限 30,000 円 の低い方

6. 記入上の注意

施設等利用給付費請求書を記入の際は、下記の点にご注意ください。

- 記入の際は、消せるボールペンや、修正テープの使用はしないでください。
- 自署でない場合は、施設等利用給付認定保護者（請求者）の欄に必ず**押印**してください。
- 請求者は認定を受けている保護者となります。（保護者のうち、認定を受けている方の氏名）
請求書提出後に保護者の変更を行う場合は、必ず下記連絡先までご連絡ください。
- 訂正は、誤っている箇所に二重線を引き、訂正印（申請者印と同一のもの）を押してください。
- 月途中に入退園や他市区町村へ（からの）転出入をした方につきましては給付上限額についてご注意ください（詳細前述）。
- 松戸市で認定を受けている期間についての請求となりますので、他市区町村で認定を受けている期間につきましては対象外となります。
- 不備があった場合、お支払いができない可能性がありますのでご注意ください。

7. 書類の提出について

<提出書類>

- 施設等利用給付費請求書
- 添付書類：預かり保育（一部認可外保育施設併用）についての、
特定子ども・子育て支援の提供に係る領収書・支援提供証明書

<提出先>

通園している幼稚園が指定する日にちまでに幼稚園へご提出ください

（※令和3年4月9日（金）松戸市役所必着）

提出前に再度ご確認ください

- 印を押し忘れていないか、施設等利用給付認定保護者（請求者）の欄や訂正箇所を再度ご確認ください。
- 記入した請求額等に誤りがないか、添付書類（領収書等）と確認ください。
- 月途中に入退園や他市区町村へ（からの）転出入をした方につきましては給付上限額について再度ご確認ください。

8. お支払い時期

振り込み予定日：令和3年5月末ごろ

9. 問い合わせ及びホームページ

記入方法や計算方法など、ご不明な点・ご相談がございましたら下記までお問合せください。

（問い合わせ先）

〒271-8588 松戸市根本 387 番地の5
松戸市役所 子ども部幼児教育課
TEL 047-701-5126